**三重労働局職業安定部公式ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用方針**

１ 投稿内容

三重労働局職業安定部では、労働行政に関連する情報や三重労働局職業安定部が取り組む施策などについて、随時発信していきます。

２　公式アカウント名

|  |  |
| --- | --- |
|  | アドレス |
| X（旧Twitter） | https://twitter.com/09nWAR4T10GnFCk |
| LINE | https://lin.ee/ygwMOS8 |
| YouTube | https://www.youtube.com/channel/UCqdovZ2h\_8SM5fXHU5f0xYA |

３ 管理者

三重労働局職業安定部

４ 注意事項

1. 各アカウントへのコメント等への返信等は原則として行いません。内容へのご意見・お問い合わせについては、各担当課・室へお願いします。なお、三重労働局へのご意見は三重労働局ホームページの「労働局へのご意見」において受け付けております。

「労働局へのご意見」：

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou24/mie-roudoukyoku-jsite-goiken>

（２）以下の項目に該当する場合は利用をご遠慮ください。投稿内容に関係のないコメントや、下記項目に該当すると判断したコメントは、コメントの投稿者に断りなく、全部または一部を非表示、削除、拒否する場合があります。また、コメントの状況に応じて、各アカウントにおいてコメント欄を予告なく非表示とする場合があります。

○　法令に反する場合またはそのおそれがある場合

○　公序良俗に反する場合

○　犯罪行為等を誘発または助長する場合

○　特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける場合

○　本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害する場合

○　著作権、商標権、肖像権など当省または第三者の知的財産権を侵害する場合

○　営利活動、政治活動及び宗教活動を目的としている場合

○　記載された内容が虚偽または著しく事実と異なる場合

○　人種・思想・信条等の差別を助長する場合

○　同一のユーザーにより繰り返し投稿された場合、同一内容または内容が似通っている場合

○　他の利用者、第三者等になりすました場合

○　厚生労働省の発信する内容に関係のない場合

○　各ソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用規約に反する場合

○　その他、各アカウントの運営上、不適切と判断した場合及びこれらの内容を含むホームペ

ージへのリンク等

（３）ユーザーのブロックについて

上記３（２）に該当するコメントを投稿するユーザーは、各アカウントへのコメントをブ　　ロックする場合があります。当ページの適切な運用を妨げるユーザーは、永久にブロックする場合があります。

（４）お使いのブラウザの種類など、閲覧環境によっては、リンク先のページをうまく読み込めないなど、閲覧に支障が出る場合があります。

５ 運用方針の変更

この「運用方針」は、事前に告知なく変更する場合があります。

６ 知的財産権

各アカウントに掲載されている、写真、イラスト、音声、動画及び記事等の知的財産権は三重労働局職業安定部または正当な権利を有する者に帰属します。各アカウントの掲載記事に対する「フォロー」、「ツイート」、「いいね！」及び「シェア」の機能については、自由に使用していただくことができます。また、出所を明記しての転載は可能です。ただし、「無断転載を禁じます」等の注記がある場合には、この限りではありません。

７ 免責事項

* 各アカウントに掲載されている情報の正確さについては万全を期しておりますが、利用者が各アカウントの情報を用いて行う一切の行為については、三重労働局職業安定部は何ら責任を負うものではありません。
* 各アカウントに関連して生じた利用者間のトラブルまたはその被った損害について、また、各アカウントに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブルまたはその被った損害については、三重労働局職業安定部は責任を負いかねますのでご了承ください。
* コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ユーザーは三重労働局職業安定部に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、三重労働局職業安定部に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。

上記のほか、各アカウントに関連して生じたいかなる損害についても三重労働局職業安定部は一切の責任を負いません。

８　適用日

　　　この運用方針は令和４年３月11日から適用します。

改定：令和５年４月３日

令和６年11月25日